

3歳から就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 子どもの利用料の**無償化**が開始されました。

※ 0歳から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもも対象になります。

1 幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

(1) 幼稚園、認可保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳児クラスまでの全ての子どもの利用料が無償化となります。

※幼稚園については、満3歳児クラスから無償化となります。

① 認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園を利用する場合 保育料（市が決定する保育料）が無償化（0円）となります。

※施設を利用中の方は市への新たな手続きは不要です。

※延長保育、休日保育、年末保育は無償化の対象外です。

※給食食材料費はこれまで保育料に含まれていましたが、無償化後は施設に直接お支払いいただきます。（市内認可保育所は月額6,000円）

※0歳から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯も無償化の対象です。

② 現行制度幼稚園を利用する場合 月額上限2.57万円が無償化（給付）となります。

※給付を受けるにはまず子育てのための施設等利用給付認定(1号)申請が必要です。

※稲城市内の現行制度幼稚園については、給付費を差し引いた残りの利用料を支払い、施設が市から給付費を受領します（代理受領）。市外の現行制度幼稚園で施設が代理受領を行わない場合は、一度利用料全額を支払ったあとに市に給付の請求をしてください。

(2) 企業主導型保育事業は標準的な利用料までが無償化となります。 (詳細は各企業主導型保育事業者にお問い合わせ下さい。)

※地域枠を利用する方が無償化の対象となるためには、まず「保育の必要性の認定（子どものための教育・保育給付認定）」を受ける必要がありますので市に認定申請してください。「保育の必要性の認定」については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。従業員枠を利用する方については市への新たな手続きは不要です。

2 幼稚園(認定こども園含む)の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、まず「**保育の必要性の認定(子育てのための施設等利用給付認定(2・3号))**」を受ける必要があります。

※原則、通われている幼稚園を経由して市に認定申請してください。「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて日額上限450円、月額上限1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化(給付)**となります。

※満3歳児クラスは市民税非課税世帯のみ対象です。(この場合の月額上限は1.63万円になります。)

※市内幼稚園については、給付費を差し引いた残りの利用料を支払い、施設が市から給付費を受領します(代理受領)。市外の施設で施設が代理受領を行わない場合は、一度利用料全額を支払ったあとに市に給付の請求をしてください。

※なお、預かり保育実施日数が年200日未満又は平日の預かり保育を含めた開所時間が8H未満の場合は、預かり保育の月額給付上限の範囲内で認可外保育施設も給付対象となります。

3 認可外保育施設(東京都認証保育所等)等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、まず「**保育の必要性の認定(子育てのための施設等利用給付認定(2・3号))**」を受ける必要があります。

※施設を通じて、あるいは直接、市に認定申請してください。「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

※認可保育所、認定こども園、幼稚園(上記2の例外あり)、企業主導型保育事業等を利用している方は対象外となります。

- **3歳から5歳児クラスまでの子どもは月額上限3.7万円まで、0歳から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは月額上限4.2万円までの利用料が無償化(給付)**となります。

※市内認証保育所については、給付費を差し引いた残りの利用料を支払い、施設が市から給付費を受領します(代理受領)。市外の施設で施設が代理受領を行わない場合は、一度利用料全額を支払った後に市に給付の請求をしてください。

※複数の施設を利用した場合は、合計額が上限額の範囲内で無償化の対象となります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設(東京都認証保育所等)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、東京都認証保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。病児保育事業とは、病児保育施設、病後児保育施設を指します。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、かつ所在自治体に無償化対象施設の確認を受ける必要があります。

※ファミリー・サポート・センター事業については預かりに関する利用のみが無償化の対象となります。

※いずれの施設についても、保育料以外の費用である給食食材料費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

※上記でお知らせした国制度による無償化以外にも市の補助制度(私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金、認可外保育事業(認証保育所・企業主導型保育事業)利用者利用料補助金)があり、市内対象施設をご利用の方には施設を通じてご案内しております。

※他にも各種条件・手続きがあります。詳細は市HPをご確認いただくか又はお問い合わせ下さい。

問い合わせ先: 稲城市福祉部子育て支援課保育・幼稚園係

電話 042-378-2111(内233・234)

令和2年6月更新